

(証券コード6755)
2022年5月27日

株 主 各 位

川崎市高津区末長三丁目3番17号
株式会社 富士通ゼネラル
代表取締役社長 齋 藤 悦 郎

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事情をご賢察のうえ、できるだけ書面またはインターネット等によって議決権を行使くださいますようお願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月15日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月16日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 川崎市高津区末長三丁目3番17号
当本社 ICC棟 2階研修室
(末尾の案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第103期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁から5頁）をご高覧のうえ、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

5. インターネットによる開示についてのご案内

- (1) 会計監査人および監査役の監査を受けた連結計算書類および計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitsu-general.com/jp/>) に掲載しておりますので、別添の「第103期報告書」には記載しておりません。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitsu-general.com/jp/>) に掲載させていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、整理の都合上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日はマスク着用ならびに軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会決議ご通知につきましては、発送物の送付は行わず、当社ウェブサイト (<https://www.fujitsu-general.com/jp/ir/>) に掲載させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、ご来場時に検温を実施させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は円滑かつ効率的に行う予定ですので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 (<https://www.fujitsu-general.com/jp/>)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきませう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくか、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンにより読み取りいただくことにより可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月15日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、(株)ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期は減益となったものの、サプライチェーンの正常化やコスト増への対応力強化の取り組みが着実に進展しており、また、財務面での健全性も維持されていることから、当社の利益配分の基本方針である「安定的かつ継続的な利益還元」に基づき、16円とさせていただきます。なお、中間配当（1株につき16円）と合わせた年間配当は、前期に比べ1株につき2円増配の32円となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき16円 総額1,674,732,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株 主 総 会 < 削 除 >

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会で審議のうえ取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定しております。社内取締役については、当社グループの企業理念を理解・体現し、人格・見識に優れ、業務上の専門知識と全社的な視点に立って任務を遂行する資質を兼ね備えた人物を候補者としております。社外取締役については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行っていただける人物を候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さいとう えつ ろう 齋藤悦郎 (1954年4月2日生)	1977年4月 当社入社 2008年12月 当社VRF・ATW販売推進統括部長 2009年4月 当社経営執行役 2011年4月 当社経営執行役常務 2015年4月 当社経営執行役副社長 同年6月 当社代表取締役社長経営執行役社長 2020年12月 当社代表取締役社長経営執行役社長 CSO (Chief Sustainability Officer) 2022年4月 当社代表取締役社長経営執行役社長 CEO (Chief Executive Officer) 兼 CSO (現在に至る)	19,899株
2	にわ やま ひろし 庭山弘 (1955年2月22日生)	1977年4月 当社入社 2001年10月 当社財務部長 兼 経理部長 2004年6月 当社取締役 2006年4月 当社取締役経営執行役 2007年4月 当社取締役経営執行役常務 2010年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2011年4月 当社取締役経営執行役専務 2015年4月 当社取締役経営執行役副社長 2018年6月 当社代表取締役副社長経営執行役副社長 コーポレート担当 (現在に至る)	31,381株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	さか まき ひさし 酒 卷 久 (1940年3月6日生) 【社外／独立】	1967年1月 キヤノンカメラ㈱ [現キヤノン㈱] 入社 1987年1月 同社システム事業部長 1989年3月 同社取締役 1996年3月 同社常務取締役 1999年3月 キヤノン電子㈱代表取締役社長 2010年5月 ㈱良品計画社外取締役 2015年6月 当社取締役 (現在に至る) 2016年6月 ㈱ヤオコー社外取締役 2021年3月 キヤノン電子㈱代表取締役会長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] キヤノン電子㈱代表取締役会長	0株
4	てら さか ふみ あき 寺 坂 史 明 (1949年4月12日生) 【社外／独立】	1972年4月 サッポロビール㈱ [現サッポロホールディング ス㈱] 入社 2002年10月 同社九州本部長 2004年3月 サッポロビール㈱執行役員 同 年 9 月 同社取締役常務執行役員 2005年3月 同社取締役専務執行役員 2009年3月 同社専務執行役員 2010年3月 同社代表取締役社長 サッポロホールディングス㈱常務取締役 兼 グループ執行役員 2013年3月 サッポロビール㈱相談役 2014年3月 同社顧問 2015年11月 ㈱大庄社外監査役 (現在に至る) 2017年6月 当社取締役 (現在に至る) 同 年 同 月 シチズン時計㈱社外取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] シチズン時計㈱社外取締役 ㈱大庄社外監査役	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	くわやま み え こ 桑山 三恵子 (1948年3月30日生) 【社外／独立】	1970年4月 ㈱資生堂入社 2004年4月 同社CSR部部长 2008年4月 駒澤大学経済学部非常勤講師 2009年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター主任研究員 2012年6月 一橋大学大学院法学研究科特任教授 2015年4月 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 (現在に至る) 同 年 同 月 明治大学ミッション・マネジメント研究所客員研究員 2017年6月 当社取締役 (現在に至る) 2018年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員 (現在に至る) 同 年 6 月 ㈱安藤・間社外取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 一般社団法人経営倫理実践研究センター上席研究員 ㈱安藤・間社外取締役	1,300株
6	まえ はら おさ み 前原修身 (1955年5月25日生) 【社外／独立】	1978年4月 当社入社 1983年8月 日立工機㈱ [現工機ホールディングス㈱] 入社 2006年6月 同社経営企画本部長 2008年6月 同社取締役 2012年6月 同社常務取締役 2013年6月 同社専務取締役 2014年6月 同社代表取締役 取締役社長 2019年4月 工機ホールディングス㈱取締役会長 2020年8月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス㈱社外取締役 監査等委員 (現在に至る) 2021年6月 当社取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ユー・エム・シー・エレクトロニクス㈱社外取締役 監査等委員	400株
7	やま ぐち ひろ ひさ 山口裕久 (1960年10月9日生) 【社外】	1983年4月 富士通㈱入社 2015年4月 同社イノベーションビジネス本部長 2016年4月 同社執行役員 2018年4月 同社執行役員常務 2019年6月 当社取締役 (現在に至る) 2022年4月 富士通㈱執行役員EVP (現在に至る) [重要な兼職の状況] 富士通㈱執行役員EVP	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
8	こ す だ つねなお 小 湊 田 恒 直 (1955年3月5日生)	1978年4月 当社入社 2002年6月 当社国内営業推進部販売企画部長 2005年6月 当社取締役 2006年4月 当社取締役経営執行役 同 年 6 月 当社経営執行役 2009年4月 当社経営執行役常務 2010年6月 当社取締役経営執行役常務 2011年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2013年4月 当社取締役経営執行役専務 2018年4月 当社取締役経営執行役副社長 国内民生営業担 当 (現在に至る)	25,802株
9	は せ が わ た だ し 長 谷 川 忠 (1964年9月29日生)	1988年4月 ㈱不二工機入社 1997年5月 当社入社 2014年4月 富士通將軍中央空調 (無錫) 有限公司 董事 兼 常務副総経理 2015年4月 当社経営執行役 2017年4月 当社経営執行役常務 2018年6月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2020年4月 当社取締役経営執行役専務 2022年4月 当社取締役経営執行役専務 空調機、品質保証 担当 兼 空調機事業統括本部長 兼 空調機 商品企画部長 兼 Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd. 社長 兼 エアロシールド ㈱代表取締役社長 (現在に至る)	5,106株
10	よ こ や ま ひ ろ ゆ き 横 山 弘 之 (1962年10月14日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社GDM推進本部GDM推進統括部長 2009年4月 当社経営執行役 2014年4月 当社経営執行役常務 2017年6月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 2022年4月 当社取締役経営執行役専務 GDM統括担当 兼 海外営業本部長 兼 海外マーケティング 統括部長 兼 Fujitsu General America, Inc. 会長 兼 CEO 兼 富士通將軍中央空調 (無錫) 有限公司 董事長 兼 Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd. 董事長 (現在に至る)	9,821株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
11	すぎ やま まさ き 杉山正樹 (1959年1月10日生)	1981年4月 当社入社 2011年4月 当社情報通信ネットワーク事業部長 2016年4月 当社経営執行役 同年6月 当社取締役経営執行役 2018年4月 当社取締役経営執行役常務 2019年4月 当社取締役経営執行役上席常務 同年5月 当社取締役経営執行役上席常務 情報通信システム担当 兼 情報通信システム本部長 兼 ㈱富士通ゼネラルOSテクノロジー 代表取締役社長 (現在に至る)	5,821株

- (注) 1. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身および山口裕久の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子および前原修身の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、前原修身氏は、過去において当社に在籍した経験がありますが、退職後38年が経過しており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
3. 山口裕久氏が執行役員EVPを務める富士通㈱は当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。
4. 酒巻久氏につきましては、キヤノン電子㈱の代表取締役会長であり、企業経営に加え、電子機器に関する技術・生産・購買などの専門知識や豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、任意の指名委員会および報酬委員会の委員としての役割も含め、経営の監督機能を適切に果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。
5. 寺坂史明氏につきましては、サッポロビール㈱で代表取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、営業、マーケティング、人材育成の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、任意の指名委員会および報酬委員会の委員長としての役割も含め、経営の監督機能を適切に果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。
6. 桑山三恵子氏につきましては、㈱資生堂でCSR部部長をはじめとした豊富な業務経験に加え、大学でCSR、経営倫理、ダイバーシティ経営などを専門分野とする研究者としての知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、任意の指名委員会および報酬委員会の委員としての役割も含め、経営の監督機能を適切に果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。
7. 前原修身氏につきましては、日立工機㈱(現工機ホールディングス㈱)で代表取締役 取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、M&Aを通じた事業拡大や販売子会社社長としての海外駐在などの豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、任意の指名委員会および報酬委員会の委員としての役割も含め、経営の監督機能を適切に果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。
8. 山口裕久氏につきましては、富士通㈱の執行役員EVPであり、ICTを活用した事業の豊富な経験および最先端のデジタル・テクノロジーに関する知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしていただいております、引き続き社外取締役候補者いたしました。

9. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身および山口裕久の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって酒巻久氏が7年、寺坂史明および桑山三恵子の両氏が5年、前原修身氏が1年、山口裕久氏が3年となります。
10. 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身および山口裕久の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行つた行為に起因して生じた損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役および監査役に対して特に期待する分野(本総会終了後の予定)

当社グループは、企業理念の実践と事業の成長戦略を追求する「サステナブル経営」をすべての事業活動の基本に据え、「地球との共存」「社会への貢献」「社員との共感」を重点テーマに掲げております。

以下は、当社グループが「サステナブル経営」およびその具体的施策である中期経営計画を推進する上で重要となる分野となります。

なお、下記の分野のうち「当社事業マネジメント」は、当社グループの「サステナブル経営」に合致した執行状況の把握・監督および長期視点での課題提起等がその主な内容となります。

下記一覧表については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会で決議された内容に従い、取締役会で決議しております。

	氏名	属性	会社が特に期待する分野									
			当社事業マネジメント	企業経営	国際ビジネス・海外事業/グローバルイニシアチブ	製造・技術/研究・開発	営業・マーケティング	ICT・DX	財務・会計・M&A	コンプライアンス・リスクマネジメント	人材開発・組織活性化・ダイバーシティ	
取締役	斎藤 悦郎		○	○	○			○		○	○	○
	庭山 弘		○	○	○				○	○	○	
	酒巻 久	【社外】 【独立】	○	○	○	○			○		○	○
	寺坂 史明	【社外】 【独立】	○	○			○				○	○
	桑山 三恵子	【社外】 【独立】	○			○	○				○	○
	前原 修身	【社外】 【独立】	○	○	○			○		○	○	
	山口 裕久	【社外】	○	○			○	○				
	小湊 恒直		○	○			○					○
	長谷川 忠		○		○	○		○				○
	横山 弘之		○		○		○	○	○			
	杉山 正樹		○			○	○	○				
監査役	井上 彰	【社外】 【独立】			○					○	○	
	宮嶋 嘉信				○					○	○	
	広瀬 陽一	【社外】						○	○	○		

(注) 各人の経験および現在の役割に照らして会社が特に期待する分野に○を付けています。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年6月17日開催の第102期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役西村泰夫氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にしむらやすお 西村泰夫 (1952年8月29日生)	1985年4月 第一東京弁護士会登録 千石法律事務所入所 2000年6月 榊城南進学研究社監査役 2001年8月 赤坂シティ法律事務所設立 同事務所パートナー 2015年6月 榊城南進学研究社社外取締役(監査等委員) (現在に至る) 2018年8月 西村・町田法律事務所設立 同事務所パートナー(現在に至る) [重要な兼職の状況] 西村・町田法律事務所パートナー 榊城南進学研究社社外取締役(監査等委員)	0株

- (注) 1. 西村泰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 西村泰夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 西村泰夫氏は、企業法務分野に精通した弁護士として、また、他の会社における役員として、豊富な経験と高い見識を有するため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。
4. 西村泰夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 西村泰夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち業務執行取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額55,589千円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任いたしたいと存じます。

また、当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で決議された内容に従い、取締役会において取締役の報酬等の方針を決議しており、その内容の概要は別添の「第103期報告書」14頁から16頁に記載のとおりです。本議案に係る賞与支給額は当該方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）および年70,000株以内にご承認いただいております。今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容を一部改定することといたしたいと存じます。

具体的には、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、当社のサステナブル経営の達成を役員の実務とし、実践・推進することを目的として、当社取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬を新たに導入することといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、従来の「勤務継続型」と「サステナブル経営指標要件型」を合わせ、上記2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において承認いただいた年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）および年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額はその発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は別添の「第103期報告書」14頁から16頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定され

ており、相当であると考えております。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）、対象取締役は6名ですが、第3号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、員数に変更はありません。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型」については本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、「サステナブル経営指標要件型」については本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

①勤務継続型

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②サステナブル経営指標要件型

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあり、かつ、当社の取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部に

ついて、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が、役務提供期間満了後に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、当該退任時点の直後の時点または当社の取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標を達成したことが確定した日の翌日の到来時点のいずれか遅い時点とする。）をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、第６号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない経営執行役にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以 上

